

松本都市計画地区計画の決定（松本市決定）

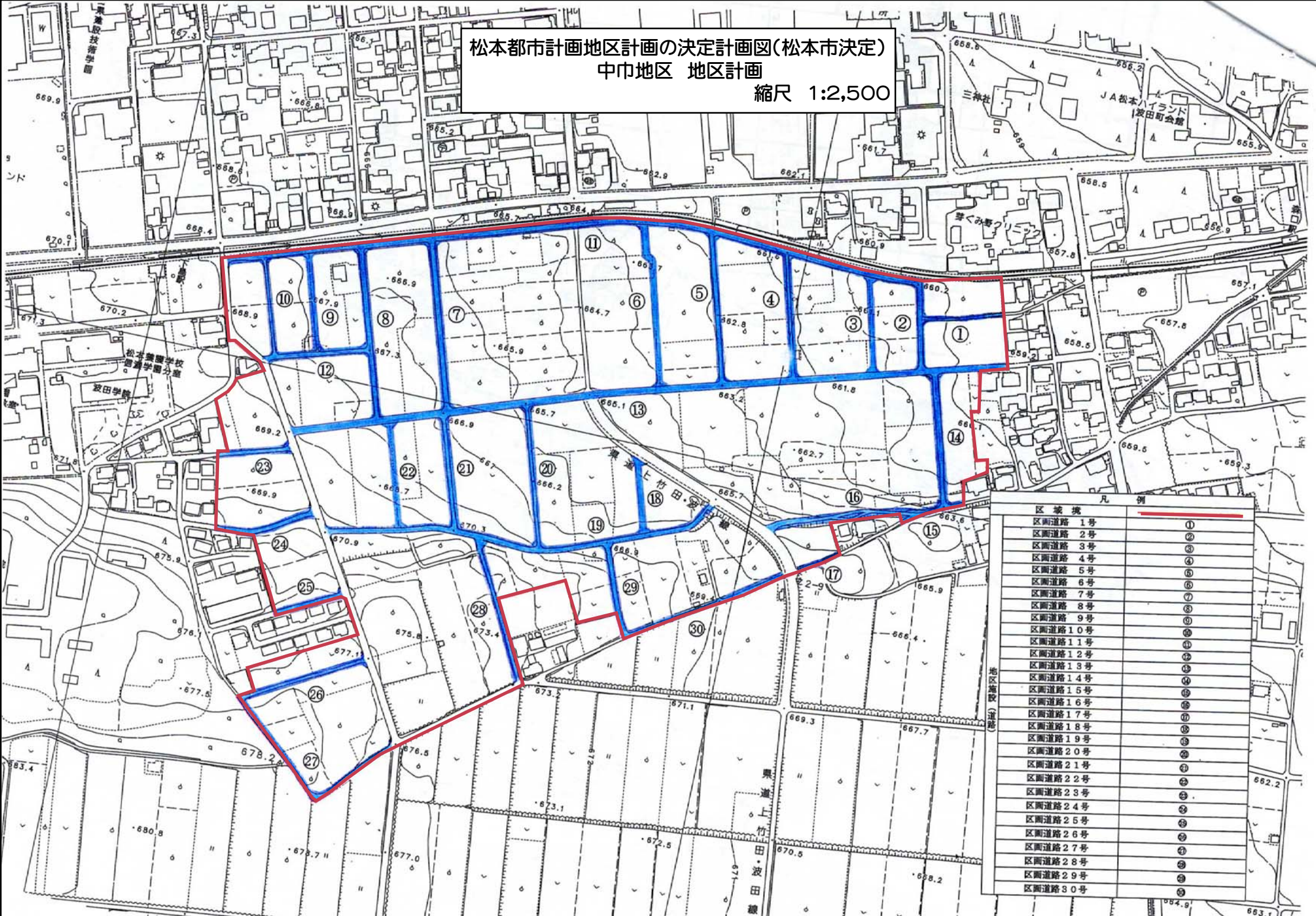
平成 16 年 9 月 10 日決定 波田町告示第 105 号

平成 26 年 11 月 4 日決定 松本市告示第 420 号

名 称		中巾地区 地区計画
位 置		松本市波田の一部の区域
面 積		約 18.4ha
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>本地区は、松本電鉄上高地線沿線地区で下島駅と森口駅に挟まれ、農地として主に桃等の果樹栽培が行われてきましたが、桃の老木化と農業の後継者不足等から農地の耕作意欲が低下し農地の都市的な活用が希望され、また、当該地区は国道と鉄道に隣接し、交通の便の立地条件から土地のスプロール化が予想される。</p> <p>今後、市街化が予想されるが、安全で安心して暮らせる市街地の整備を進めるため、将来の道路の配置及び規模等を定め、宅地開発等の計画的な誘導とともに良好な市街地整備の形成を図るよう誘導する。</p>
	その他当該区域の整備・開発及び保全に関する方針	<p><土地利用の方針></p> <p>主要区画道路の拡幅整備や区画道路の新設を行い、良好な住環境の整備を進め、ゆとりと潤いのある安全な住宅地としての土地利用を図るよう誘導する。</p> <p><地区施設等の整備方針></p> <p>地区内にある町道を拡幅整備するよう誘導するとともに、新たに地区施設として区画道路を設けて生活道路とする。</p> <p><建築物等の整備方針></p> <p>主として一戸建住宅地としての良好な住環境を保全するため、建築物の用途の制限及び建築物の容積制限、高さの最高限度を定めるとともに災害時の安全性を確保するため、地区施設の配置及び規模、壁面の位置の制限を定める。</p>
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	<p>区画道路を次のように定める。（配置は計画図のとおり）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区画道路 1号 幅員 4.0m 延長 61.0m ・区画道路 2号 幅員 6.0m 延長 60.0m ・区画道路 3号 幅員 5.0m 延長 70.0m ・区画道路 4号 幅員 6.0m 延長 91.0m ・区画道路 5号 幅員 6.0m 延長 109.0m ・区画道路 6号 幅員 5.0m 延長 118.0m ・区画道路 7号 幅員 6.0m 延長 112.0m ・区画道路 8号 幅員 6.0m 延長 124.0m ・区画道路 9号 幅員 5.0m 延長 70.0m ・区画道路 10号 幅員 5.0m 延長 70.0m ・区画道路 11号 幅員 5.0m 延長 522.0m ・区画道路 12号 幅員 5.0m 延長 72.0m ・区画道路 13号 幅員 6.0m 延長 510.0m ・区画道路 14号 幅員 6.0m 延長 100.0m ・区画道路 15号 幅員 5.0m 延長 50.0m ・区画道路 16号 幅員 6.0m 延長 100.0m

		<ul style="list-style-type: none"> ・区画道路17号 幅員 4.0m 延長 35.0m ・区画道路18号 幅員 5.0m 延長 60.0m ・区画道路19号 幅員 5.0m 延長 295.0m ・区画道路20号 幅員 6.0m 延長 104.0m ・区画道路21号 幅員 6.0m 延長 80.0m ・区画道路22号 幅員 5.0m 延長 77.0m ・区画道路23号 幅員 6.0m 延長 47.0m ・区画道路24号 幅員 6.0m 延長 80.0m ・区画道路25号 幅員 5.0m 延長 52.0m ・区画道路26号 幅員 6.0m 延長 95.0m ・区画道路27号 幅員 5.0m 延長 175.0m ・区画道路28号 幅員 4.0m～6.0m 延長 111.0m ・区画道路29号 幅員 6.0m 延長 68.0m ・区画道路30号 幅員 4.0m 延長 130.0m
建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	<p>次に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 第1種住居地域内に建築してはならない建築物 2 ホテル、旅館、自動車教習所 3 ボーリング場、スケート場、水泳場等の運動施設 4 畜舎で床面積の合計が15㎡を越えるもの 5 給油取扱所 6 危険物(石油類を除く。)の貯蔵及び処理施設
	建築物の容積率の最高限度	10/10
	建築物の建ぺい率の最高限度	6/10
	建築物の敷地面積の最低限度	200㎡
	壁面の位置の制限	<p>建築物(床面積の合計が10㎡以内の建築物及び床面積の合計が30㎡以内の壁面を有しない建築物を除く。)の外壁(出窓及び戸袋を除く。)又はこれに代わる柱の面から、道路境界線までの距離は1.0m以上、その他隣地境界線までの距離は1.0m以上とする。なお、既設道路の道路境界線とは、現況の道路中心線から地区施設の配置及び規模(区画道路)でそれぞれ定めた区画道路幅員の2分の1の距離を測定した位置とする。</p>
	建築物等の高さの最高限度	12m
かき又はさくの構造の制限	<p>道路境界線から奥行き1.5mまでに設置するものの構造は、次のいずれかに掲げるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 生垣 2 敷地の前面道路面から高さ0.6m以下の土留め擁壁、石積み、コンクリートブロック塀等。ただし0.7m以上の植栽可能な空地を設け設置するものは、この限りではない。 3 敷地地盤面から高さ1.5m以下のフェンス、金属さく等透視可能なさく 4 2で設置したものの上にフェンス、金属さく等透視可能なさくを併用したもので、敷地前面道路面又は敷地地盤面から高さ1.5m以下のもの 5 片側1.5m以下の門柱及びその他これらに類するもので、高さ1.5m以下のもの 	

松本都市計画地区計画の決定計画図(松本市決定)
 中巾地区 地区計画
 縮尺 1:2,500



凡例	
区域境	—
区画道路 1号	①
区画道路 2号	②
区画道路 3号	③
区画道路 4号	④
区画道路 5号	⑤
区画道路 6号	⑥
区画道路 7号	⑦
区画道路 8号	⑧
区画道路 9号	⑨
区画道路 10号	⑩
区画道路 11号	⑪
区画道路 12号	⑫
区画道路 13号	⑬
区画道路 14号	⑭
区画道路 15号	⑮
区画道路 16号	⑯
区画道路 17号	⑰
区画道路 18号	⑱
区画道路 19号	⑲
区画道路 20号	⑳
区画道路 21号	㉑
区画道路 22号	㉒
区画道路 23号	㉓
区画道路 24号	㉔
区画道路 25号	㉕
区画道路 26号	㉖
区画道路 27号	㉗
区画道路 28号	㉘
区画道路 29号	㉙
区画道路 30号	㉚